

## ○生活安全相談取扱要綱の制定について

(平成 12 年 5 月 25 日甲通達生企第 26 号)

最近、全国的に女性、児童等を被害者とする凶悪な犯罪が連続的に発生し、こうした犯罪に発展するおそれのある相談事案については、組織的かつ的確に対応・処理することが強く求められていることから、別添のとおり生活安全相談取扱要綱を定め、平成 12 年 6 月 1 日から実施することとしたので通達する。

別添

### 生活安全相談取扱要綱

#### 第 1 目的

この要綱は、ストーカー行為、配偶者又は親族からの暴力、児童、高齢者又は障害者に対する虐待その他の人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）に対処するため、これらに関する相談（以下「生活安全相談」という。）の的確な対応及び処理を期すために必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第 2 準拠

生活安全相談の対応に当たっては、次に掲げる法令等に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
- (6) 行方不明者発見活動に関する規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 13 号）
- (7) 相談業務に関する訓令（平成 14 年県本部訓令第 7 号）
- (8) 少年警察活動に関する訓令（平成 14 年県本部訓令第 25 号）
- (9) 生活安全専門相談員運用要綱の制定について（平成 12 年甲通達生企第 27 号）

#### 第 3 生活安全相談の内容

1 生活安全相談とは、相談の内容が次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) ストーカー事案、配偶者暴力事案その他の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案
- (2) 高齢者虐待事案、障害者虐待事案その他の家庭内における暴力事案（前記(1)又は後記(3)に該当するものを除く。）

(3) 児童虐待事案

- 2 生活安全相談として取り扱う範囲は、口頭、電話、他機関からの通報若しくは連絡又は投書によるほか、警察署協議会等警察が主催し、又は関係する会合で表明されたものとする。

第4 生活安全相談の対応・処理体制等

1 県本部

(1) 統括管理者

ア 県警察における生活安全相談を集約し、及び一元的に管理するため、県本部に統括管理者を置き、県本部人身安全少年課長をもって充てる。

イ 統括管理者は、生活安全相談に関し次に掲げる事務を行う。

(ア) 危険性及び切迫性の判断に関すること。

(イ) 事件措置、行政措置、被害を受け、又は受けるおそれがある者（以下「相談被害者」という。）の保護対策その他の必要な措置に関する署への指導及び助言に関すること。

(ウ) 捜査員の派遣その他の支援に関すること。

(エ) 関係都道府県警察及び関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 児童虐待対策官

ア 児童虐待事案に係る生活安全相談に対応するため、県本部人身安全少年課（以下「人身安全少年課」という。）に児童虐待対策官を置き、人身安全少年課理事官又は管理官をもって充てる。

イ 児童虐待対策官は、次に掲げる事務を行う。

(ア) 児童虐待事案に係る生活安全相談を受理した場合における初動的な措置に関すること。

(イ) 被害児童の心理を踏まえた事情聴取その他の専門的な対応に係る指導に関すること。

(ウ) 児童相談所その他の関係機関との連絡調整に関すること。

2 署

(1) 統括責任者

ア 署における生活安全相談に関する事務を統括するため、署に統括責任者を置き、生活安全（刑事生活安全）課長をもって充てる。

イ 統括責任者は、生活安全相談の対応及び処理に関し次に掲げる事務を行う。

(ア) 統括管理者及び署長への報告に関すること。

(イ) 生活安全相談に係る行為者、その親族その他これらの関係者（以下「行為者等」という。）の行為の犯罪性、相談被害者の身体等への危険性及びに行為者等、相談被害者及び相談被害関係者（相談被害者の関係者を

いう。以下同じ。)に対する継続的な対応及び処理の必要性の判断に関すること。

(ウ) 後記(2)イの担当者の指定に関すること。

(エ) 行為者等への必要な警告及び指導並びに相談被害者及び相談被害関係者(以下「相談被害者等」という。)に対する保護対策に関すること。

(オ) 事件担当課長への協議及び当該協議に基づく生活安全相談の対応及び処理に係る措置に関すること。

## (2) 生活安全相談責任者等

ア 生活安全相談の対応及び処理をさせるため、署に生活安全相談責任者及び生活安全相談員を置き、署長が指名する者をもって充てる。

イ 統括責任者は、個々の生活安全相談の内容に応じ、前記アの生活安全相談責任者及び生活安全相談員の中から適当と認める者を当該生活安全相談の担当者として指定するものとする。

ウ 生活安全相談責任者、生活安全相談員及び生活安全専門相談員(以下「相談責任者等」という。)は、生活安全相談の具体的な対応及び処理に関し次に掲げる事務を行う。

(ア) 統括責任者からの指示に係る事項

(イ) 行為者等への必要な警告及び指導

(ウ) 相談被害者等への身体の安全に関する必要な指導及び助言

(エ) 生活安全相談に係る書類の作成及び管理

(オ) その他生活安全相談の対応及び処理に必要な事項

## (3) その他

署長は、必要と認めるときは、特別班を編成して生活安全相談の対応に当たらせることができる。

## 第5 生活安全相談の受理等

### 1 共同聴取の実施

生活安全相談の受理に当たって、相談被害者等に危害が加えられる危険性及び切迫性を判断する必要があると認められるとき、及び事件化のための擬律判断を的確に行う必要があると認められるときは、生活安全部門と刑事部門の職員が共同で聴取し、対応するものとする。

### 2 相談等受理票等の作成

生活安全相談を受理した者(以下「相談受理者」という。)は、当該生活安全相談が現に継続的な対応及び処理をしていないものである場合にあつては相談業務に関する訓令の解釈及び運用について(平成14年例規県民第17号)第2の13に規定する相談等受理票及び相談等処理票を、現に継続的な対応及び処理をしているものである場合にあつては生活安全相談継続処理票を作成するものとする。

### 3 統括管理者等への報告

- (1) 相談受理者は、生活安全相談の対応及び処理の状況について、前記2の相談等受理票及び相談等処理票又は生活安全相談継続処理票により、県本部において受理したものにあっては統括管理者に、署において受理したものにあっては統括責任者に速やかに報告するものとする。
- (2) 前記(1)の規定により報告を受けた統括責任者は、行為者等の行為の犯罪性、相談被害者の身体等への危険性並びに行為者等及び相談被害者等（以下「相談関係者」という。）に対する継続的な対応及び処理の必要性に関し意見を付した上、署長に報告し、その指示を受けるものとする。
- (3) 統括責任者は、前記(2)の規定による報告をした後、生活安全相談継続処理票及び生活安全相談対応処理状況一覧表の写しを送付して統括管理者に報告するものとする。
- (4) 前記(3)の規定により報告を受けた統括管理者は、必要に応じ、当該報告の内容に対する指示を行うものとする。
- (5) 生活安全相談継続処理票、生活安全相談対応処理状況一覧表その他生活安全相談に関し作成する書類の様式は、生活安全部長が別に定める。

### 4 相談被害者等の保護対策等

- (1) 署長は、取り扱った生活安全相談について、相談被害者等に危害が加えられる危険性及び切迫性が極めて高いと認めるときは、相談被害者等を安全な場所に速やかに避難させる等相談被害者等の安全の確保を最優先とした保護対策を確実に行うものとする。
- (2) 署長は、前記(1)の保護対策が円滑に行われるよう、平素から管内の自治体及び関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

### 5 調査、照会等

統括責任者は、取り扱った生活安全相談に関し調査、照会等を行った場合には、その都度署長及び統括管理者に報告するものとする。

## 第6 生活安全相談の対応及び処理の基本

### 1 相談被害者等に対する説明及び教示

- (1) 相談受理者は、相談被害者等に対し今後の対応及び処理について、次の事項を説明し、及び教示するものとする。
  - ア 生活安全相談の対応及び処理が組織的に行われること。
  - イ 生活安全相談の対応及び処理に当たる担当者が指定されること。
  - ウ 生活安全相談に係る相談被害者等の意向に沿って対応及び処理がなされること。
  - エ 刑罰法令に抵触する場合の検挙措置に関すること。
  - オ 相談被害者等の連絡先及び連絡方法が必要となること。

(2) 相談受理者は、取り扱った生活安全相談が恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係るものであるときは、相談被害者等に対し警察が執り得る刑事手続及び証拠の確保のために必要な事項並びにストーカー規制法又は配偶者暴力防止法に基づき執り得る措置について、要件、効果等を説明し、被害の届出に係る意思決定を支援するものとする。

## 2 相談被害者等に対する意向の確認

相談受理者は、相談被害者等に対し人身安全関連事案の特徴並びに相談被害者自身による選択、決断及び協力の必要性を説明した上、警察に求める対応について意向を確認し、その結果を記録しておくものとする。

## 3 打ち切りの判断

署長は、継続して対応及び処理をしている生活安全相談について、相談被害者の安全が確認でき、かつ、当該生活安全相談の危険性及び切迫性を総合的に判断して保護対策及び各種支援を行う必要がないと認めるときは、相談被害者の意向を確認した上で、これを打ち切りとすることができる。

## 第7 対応及び処理に当たっての留意事項

生活安全相談の対応及び処理に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 1 生活安全相談は、その対応及び処理を誤ると凶悪事件へ発展するおそれがあることから、生活安全相談に対する意識改革と積極的な執行務に努めること。
- 2 生活安全相談は、相談責任者等のみで対応し、及び処理することが困難な場合が多いことから、組織的に対応し、及び処理すること。
- 3 生活安全相談に当たっては、相談関係者のプライバシーに配慮するとともに、相談被害者等の要望及び意見を尊重した処理に努めること。
- 4 相談被害者等への必要な法律上の手段等を教示し、及び助言すること。
- 5 行為者等の行為が刑罰法令に抵触すると認められる場合は、積極的に検挙措置を講ずること。
- 6 行為者等への警告及び指導は、相談被害者の意向を踏まえて行うとともに、必然的に行為者等への権利を制限することが予想されることから、その権利を不当に侵害しないよう法令の研さんに努めること。
- 7 犯罪被害防止等即時対応システムへの登録にあつては相談被害者から書面により依頼を受けた後に、削除にあつては継続相談の打ち切りに対する署長の決裁を受けた後に、速やかに行うこと。
- 8 相談関係者について、銃砲所持許可の有無について確認を実施し、該当者の場合は許認可を担当する係と連絡を取って対応に当たること。
- 9 生活安全相談により児童虐待事案を認知したときは、少年事案を担当する係と連携して対応に当たること。

## 第8 指導教養

- 1 統括管理者は、生活安全相談への迅速かつ的確な対応について、全ての職員に対し教養するものとする。この場合において、特に生活安全相談に係る業務を担当する者に対しては、人身安全関連事案に対する対応要領及びストーカー規制法、配偶者暴力防止法その他の関係法令に係る教養を徹底するものとする。
- 2 署長は、署員に対し前記1に規定する教養を実施するほか、警察署当番責任者及び警察署当番副責任者になる者に対し人身安全関連事案に対する対応要領を十分に理解させるものとする。

#### 第9 情報共有と他署等への引継ぎ

- 1 署長は、取り扱った生活安全相談に係る相談関係者の居住地等が2以上の管轄に及ぶ場合は、必要により関係署の署長に通報するものとする。

なお、通報を受けた署長は、必要により当該生活安全相談に係る担当者を指定する等当該通報をした署長と協力して対応しなければならない。
- 2 署長は、対応及び対処を進めた結果、相談関係者の転居その他の理由により自署で対応及び処理をすることが困難と認められるときは、当該相談関係者に係る生活安全相談について、統括管理者を経由して生活安全部長に報告し、対応及び処理をすることが適当と認められる署の署長へ引き継ぐものとする。
- 3 署長は、相談関係者が他の都道府県に居住し、転居し、又は避難したことが判明したときは、統括管理者に報告するとともに、関係都道府県警察と情報を共有し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるものとする。

#### 第10 他機関への通告及び通報

署長は、対応及び処理を進めた結果、他機関を教示し、又は他機関へ通告し、通報し、若しくは引き継ぐことが適当であると認められるときは、相談被害者等に対して当該他機関を教示するとともに、法令に定める通告、通報等を確実に行うものとする。

#### 第11 生活安全相談業務の評価・賞揚

署長は、犯罪等の被害防止の観点から生活安全相談の業務を正当に評価し、積極的な賞揚に努めなければならない。

#### 第12 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、生活安全相談の取扱いに関し必要な事項は、生活安全部長が別に定める。